

住民監査請求監査結果

1 請求の受理

平成25年7月17日（以下「請求日」という。）に請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第184号）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明並びに請求人の陳述から請求の要旨及び理由を次のように解した。

(1) 請求の要旨

千代田町自治会老人部（以下「本件老人部」という。）は、架空の団体である老人クラブ・東千代田会及び同・西千代田会（以下、両者を総称して「東・西千代田会」あるいは「両会」という。）の名義を使用し、高槻市長（以下「市長」という。）に対して、虚偽の記載をした老人クラブ補助金申請書等を提出し、老人クラブ補助金（以下「本件補助金」という。）を詐取した。また、高齢者バス「ことぶき号」は、一老人クラブにつき1年度1回しか利用できないところ、本件老人部は、老人クラブではないのに、東・西千代田会の名義を使い、1年度に2回、「ことぶき号」を利用し、これに係る経費のうち、高槻市（以下「市」という。）の負担額（以下「本件市負担額」という。）を詐取した。

これにより、市は、本件補助金相当額及び本件市負担額相当額の損害を被ったため、過去10年分のこれら公金の支出について、その詳細及び責任者を明らかにした上で、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者その他の責任者及び市長個人らそれぞれに対し、不当利得返還請求又は損害賠償請求すること及びこれら公金の支出の差止めを勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件補助金について

本件補助金は、「高槻市老人クラブ補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付され、老人クラブ補助金に係る「平成25年度老人ク

ラブ補助金交付申請関係書類の記入について」と題する文書5頁には、会費を徴収していないクラブは補助対象とならないとの記載があり、同6頁には、70人以上のクラブは118,800円など、会員数の区分ごとに1年度分の補助金交付額が記載されている。

本件老人部の平成22年度から24年度までの「老人部収支決算報告書」の収入の部には「市より助成金」として、当該各年度の実績として194,400円が計上されており、本件老人部の部員・会員からの会費収入はない。東・西千代田会の事業実績として報告されているものは、本件老人部の事業として行われているものであって、両会自体には活動実態はなく、実際は一つの団体であり、本来は補助金の上限額118,800円しか受け取れないにもかかわらず、より多くの補助金を受け取るために設けられた名前だけのダミー団体である。また、東・西千代田会の平成24年度収支予算書の収入の部の会費欄には、年会費として東千代田会では68人から500円ずつ計34,000円、西千代田会では61人から500円ずつ計30,500円をそれぞれ徴収しているとの記載があるが、実際には会費を徴収しておらず、本件補助金を詐取する目的で会費を徴収しているとの虚偽記載を行った。本件老人部は、老人クラブでもないのに、少なくとも平成8年から上記手法で本件補助金を詐取してきた。したがって、本件補助金全額10年分を市に賠償・返還する義務がある。

イ 本件市負担額について

「高槻市高齢者バス「ことぶき号」貸出し要綱」（以下「貸出し要綱」という。）第3条第1項は、老人クラブは、「ことぶき号」を1年度1回しか利用できないと定めている。平成24年度千代田町老人部総会資料の平成23年度事業報告には、5月12日「寿号バス」、11月16日「バス」との記載があり、これらの日に対応する高槻市高齢者バス利用申込書が東・西千代田会からそれぞれ市に提出されていることから、本件老人部が両会を使用し、年2回「ことぶき号」を利用してきたことが分かる。

長寿生きがい課作成の「民間バス利用状況及び市・老人クラブ負担額等明細表」などによれば、「ことぶき号」の利用に係る費用は、平成23年5月12日の東千代田会及び同年11月16日の西千代田会それぞれの利用に

係る市負担額が83,250円、両会のそれぞれの負担額が6,000円であり、平成24年5月10日の東千代田会及び同年11月14日の西千代田会それぞれの利用に係る市負担額が85,350円、両会のそれぞれの負担額が6,000円である。

また、本件老人部の資料によると、平成24年5月10日の春の「ことぶき号」の出席者が26名、同年11月14日の秋の「ことぶき号」の出席者が23名である。このうち過半数を超える19名が同じ人物であるということは、東・西千代田会は同じ団体であるといえる。東・西千代田会の事業実績として報告されているものは、本件老人部の事業として行われているものであり、両会自体に活動実態はなく、「ことぶき号」を年2回利用するために設けられた名前だけのダミー団体である。実際に「ことぶき号」を利用したのは、東・西千代田会ではなく本件老人部であって、過去10年間以上、毎年、本件市負担額が本件老人部により詐取されてきた。

ウ 自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」

本件補助金及び本件市負担額が上記のような形で詐取されていたことは、本件老人部及び東・西千代田会の会計、本件補助金や「ことぶき号」利用の申請等に直接携わる者でなければ知ることはできなかつたし、平成25年7月12日付高監委第171号の住民監査請求監査結果（以下「第171号監査結果」という。）が出なければ、一般住民は知る由もなかつたから、自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」がある。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

ア 本件補助金の交付に係る監査請求について

本件請求のうち、本件補助金の交付に係る部分については、平成25年5月17日付け高監委第84号で受理した住民監査請求（以下「第84号住民監査請求」という。）とその請求の要旨及び理由が同旨のものであることが認められる。第84号住民監査請求については、平成25年7月12日付け第171号監査結果の公表等を行った。したがって、本件請求の当該部分については、改めて監査するまでもないことから、請求人は、同監査結果に

においてその内容を了知されたい。

イ 自治法第242条第2項本文では、住民監査請求は、その対象となる財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないと規定されているところ、請求人は、同項ただし書の「正当な理由」として、本件市負担額が詐取されていたことは、本件老人部及び東・西千代田会の会計や「ことぶき号」の利用申込みに直接携わる者でなければ知ることができなかつたなどと主張している。この点について、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決では「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべき」として、「正当な理由」を認める一要件としている。このことからすると、本件市負担額の支出に係る財務会計上の行為は、市の財務規則等の関係規定にのっとり、所定の手続で行われたものであることが認められ、同判決にいう、秘密裡にされたものでもなく、また、当該「ことぶき号」の利用が公然と行われていたことから、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には当たらないと判断されることから、請求人が主張する「正当な理由」は認められない。

そこで、請求人が老人クラブとしての活動実態は本件老人部にあると主張し、平成22年度から24年度までの「老人部収支決算報告書」が事実証明書として提出されていることから、当該各年度の「ことぶき号」の貸出しに係る本件市負担額に係る財務会計上の行為をみると、次のとおりである。

(ア) 平成22年度の本件市負担額の支出に係るもの

・東千代田会に係るもの

利用許可日 平成22年4月5日

支出命令日（支払日）平成22年6月30日

・西千代田会に係るもの

利用許可日 平成22年10月6日

支出命令日（支払日）平成22年12月15日

(イ) 平成23年度の本件市負担額の支出に係るもの

・東千代田会に係るもの

利用許可日 平成23年4月8日

支出命令日（支払日）平成23年6月15日

・西千代田会に係るもの

利用許可日 平成23年10月5日

支出命令日（支払日）平成23年12月15日

(ウ) 平成24年度の本件市負担額の支出に係るもの

・東千代田会に係るもの

利用許可日 平成24年4月5日

支出命令日（支払日）平成24年6月15日

・西千代田会に係るもの

利用許可日 平成24年10月9日

支出命令日（支払日）平成24年12月14日

そうすると、平成22年度及び23年度並びに24年度の東千代田会に係る本件市負担額の支出に係る財務会計上の行為については、請求日から1年の監査請求期間を徒過している。また、平成21年度以前の7年度分の本件市負担額の支出に係る本件請求についても、当該年度に係る事実証明書が添付されておらず、上記と同様、1年の監査請求期間を徒過していることにつき「正当な理由」は認められないことから、監査の対象としない。

よって、請求日から1年を経過していない平成24年度の本件市負担額の支出のうち、西千代田会に係る財務会計上の行為及び平成25年度の本件市負担額の支出に係る財務会計上の行為を監査の対象とした。

(2) 監査対象部課

健康福祉部・長寿生きがい課

(3) 請求人の証拠の提出及び意見陳述

平成25年8月1日に、自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述の概要は、次のとおりである。

本件老人部は、千代田町自治会の一組織である。第171号監査結果では、

本件老人部を老人クラブのように捉えているが、老人クラブとして市に届け出ておらず老人クラブとはいえない。本件老人部は、自治会活動の一環として様々な活動を行っており、老人クラブ活動を行っていた訳ではなく、老人クラブ補助金や「ことぶき号」についての市の費用負担を受ける資格はない。同監査結果によると、平成24年度に係る本件補助金については、東・西千代田会における老人クラブ活動がほぼ一体として行われていたことから、本件補助金の交付額を再確定し、当初に両会に交付された補助金の合計額との差額について、両会の会長宛に当該差額を市に返還するよう求め、市に納付されたとのことである。しかし、本件老人部は老人クラブではないことから、差額ではなく、遅延利息を含め全額を市に返還させねばならない。本件補助金の詐取は、不法行為であり民法に基づき平成15年度分から過去10年度分について賠償させねばならない。「ことぶき号」についても同様である。本件老人部は、本件補助金関係の書類を補正したということだが、故意に虚偽記載し、本件補助金を詐取したのであるから、交付要綱第20条第1項第1号により本件補助金に係る交付決定の全部を取り消し、同第22条により加算金及び延滞金を請求すべきである。

(4) 関係職員の陳述

平成25年8月1日に、自治法第242条第7項の規定に基づき、健康福祉部長代理、長寿生きがい課長及び同課員が陳述を行った。その際、請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

ア 本件補助金の交付及び「ことぶき号」の貸出しについて

東・西千代田会の関係者に対し、本件補助金交付に係る事情聴取を行った結果、両会には老人クラブとしての活動実態があること、老人クラブ活動やこれに係る会計処理が一体的に行われていたことなどを確認した。そのため一老人クラブ扱いとし、両会に対し本件補助金の返還手続を行った。本件老人部が本件補助金を詐取したとの請求人の主張は、何ら理由がない。

「ことぶき号」の貸出しは、貸出し要綱に基づき、老人クラブ会員が見聞を広めつつ、相互の親睦をはかるために行う日帰り旅行の便宜をはかることを目的とした事業である。同要綱では、利用回数は単位老人クラブ1年度に

1回の貸出しとし、乗車定員は補助席を含め55人である。運行及び配車台数は、日帰りコースで、一老人クラブに1日1台の割で貸し出すこととしている。運賃は、1日8時間以内、走行距離200kmまで、バスの待機時間が4時間の場合を108,150円とし、このモデル運賃を基準に高槻市自動車運送事業者が定める高齢者貸切運賃表に従い、行き先、距離、滞在時間に応じて定めている。運賃のうち、老人クラブの負担額は、6,000円を基準に、別途定める「老人クラブ負担額早見表」に基づき、利用時間、距離に応じて増額することとし、その利用に当たっては、利用日の3か月前から予約受付を行い、利用申込書を提出することとしている。

イ 市の対応について

東・西千代田会は、本件補助金に係る対応の中で、一老人クラブと判断した。本件老人部と両会の関係についても、両会の関係者に対する事情聴取で、本件老人部は千代田町自治会から見た活動組織を老人部と呼び、老人部として独立した活動を行っているものではないこと、その構成団体としての東・西千代田会がほぼ一体的であるとはいえ、老人クラブ活動を行ってきたことを確認している。老人クラブでない本件老人部が両会の名義により「ことぶき号」を利用し、本件市負担額を詐取したとの請求人の主張は、何ら理由がない。

東・西千代田会がそれぞれ利用した「ことぶき号」に係る本件市負担額への対応については、本件補助金交付について一老人クラブ扱いと判断したことから、「ことぶき号」についても、平成24年度に利用した2回分のうち、11月14日の西千代田会の利用に係る市負担額85,350円を市に返還するよう手続を行っている。

(5) 関係職員の事情聴取等

平成25年8月12日に、健康福祉部長代理、長寿生きがい課長、同課長代理及び同課員2人に対し事情聴取を行った。また、請求書及び証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の確認

ア 東・西千代田会の老人クラブとしての活動について

平成25年5月23日に、長寿生きがい課が平成24年度当時の東千代田会の会計担当者と西千代田会の会長に対し、本件補助金に係る平成24年度収支決算報告書及び事業実績報告書の確認のために事情聴取を行った。その結果、東・西千代田会それぞれが老人クラブ活動を行っていたことを確認した。また、同年6月6日以降、平成24年度当時の東千代田会の会長に対する数回にわたる事情聴取において、東・西千代田会においてほぼ一体的に老人クラブ活動が行われていたことを確認した。

イ 東・西千代田会による「ことぶき号」の利用について

「ことぶき号」の貸出しは、貸出し要綱第1条で、老人福祉の本旨に基づき、老人クラブ会員が見聞を広めつつ、相互の親睦をはかるために行う日帰り旅行の便宜をはかることを目的とし、第3条第1項で、単位老人クラブは1年度1回の貸出しを受けると規定している。市は、「ことぶき号」は当該利用に係る老人クラブの会員のみが利用するとの前提に立っていることから、その利用に際し、乗車名簿の提出を求めておらず、実際に「ことぶき号」に乗車した者について把握していない。

平成25年6月14日に行った第84号住民監査請求に係る意見陳述で、当該請求人から事実証明書として「春の寿号出席名」及び「秋の寿号出席者名」と題する文書が提出され、東・西千代田会にそれぞれ貸し出された「ことぶき号」に、両会の一部の会員が相互に乗車している旨の陳述がされたことから、市は、同月17日に行った東・西千代田会の関係者に対する本件補助金に係る事情聴取において、当該文書の存在及び当該文書の記載のとおり両会の一部の会員が「ことぶき号」に相互に乗車している事実を確認した。

ウ 本件市負担額相当額の返還について

本件補助金に係る平成24年度当時の東・西千代田会の会長ら関係者の事情聴取において、本件「ことぶき号」の利用も含め、両会における老人クラブ活動がほぼ一体として行われていたことが認められたことから、一老人クラブ扱いとした。また、当時の両会の会長から、本件補助金と同様に、本件市負担額を返還したいとの意向が示されたことから、平成24年度の「ことぶき号」の利用に係る本件負担額のうち、2回目の利用に当たる西千代田会

の利用に係る市負担額相当額の 85,350 円を市に返還するよう、平成 25 年 7 月 26 日付けで平成 24 年度当時の西千代田会の会長に納付書を手交し、同年 8 月 26 日までに全額が市に返還された。

(2) 判断

請求の要旨及び理由、関係書類の調査、請求人の陳述並びに関係職員の陳述及び事情聴取から判断した結果は、次のとおりである。

ア 本件老人部と東・西千代田会の関係について

本件老人部と東・西千代田会との関係は、第 171 号監査結果における判断と同様である。すなわち、本件老人部は千代田町自治会の一組織として位置づけられており、その構成団体として老人クラブである東・西千代田会が存在している。このことを同自治会側から見れば一組織としての老人部の構成団体である東・西千代田会が老人クラブ活動を行っていることになり、当該老人部収支決算書の収入の部にまとめて「市より助成金 194,400 円」と記載されていることについては、同自治会内部の会員への説明として一定の理由があるものと思料する。

しかしながら、両会の老人クラブとしての活動は、ほぼ一体的に行われていたことから、市は一老人クラブとしての活動であると判断し、平成 24 年度の本件補助金の交付額を再確定し、当初に両会へ交付した補助金の合計額から再確定後の額を差し引いた額について、当時の両会の会長宛に当該差額の返還を求めたものである。

本件市負担額についても、東・西千代田会の老人クラブ活動は、一老人クラブとしての活動であるとの判断から、平成 24 年度の「ことぶき号」の 2 回目の利用に当たる 11 月 14 日の西千代田会の利用については、貸出し要綱上、認められないことから、当該利用に係る市負担額相当額の返還を求めたことは相当であるといえる。

請求人は、東・西千代田会の会員の一部の者が両会に貸し出された「ことぶき号」を相互に利用したことから同じ団体であるとし、このことをもって、老人クラブ活動の実態が本件老人部にあり、両会が「ことぶき号」を 2 回使用するためのダミー団体であるとの主張は、これを裏付ける確たる証拠もなく、請求人の独自の見解であるといわざるを得ない。

イ 本件市負担額相当額の返還について

上記4(1)ウのとおり、「ことぶき号」の2回目の利用に係る本件市負担額相当額が既に市に返還されていることから、請求人のいう市の損害は発生していないといえる。

(3) 結論

以上のことから、請求人が求める不当利得返還請求又は損害賠償請求は、理由がないものとして当該措置の必要は認められない。また、平成25年4月15日に東・西千代田会から同月1日付けで老人クラブ休会届が市に提出されており、両会から平成25年度の「ことぶき号」の利用申込書も提出されていないことから、差止めの措置の必要は認められない。

(4) 要望

本件請求は、平成24年度の本件市負担額のうち、西千代田会に係る本件市負担額を監査の対象としたが、平成23年度以前の本件市負担額についても再度、関係書類を精査するなかで、必要があれば、自治法等の関係法令の規定にのっとり、適正な事務執行を行われるよう要望する。